

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県中津市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、母子手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進に関する事務を実施する。 母子保健に関する事務について具体的な事務は以下のとおり。 ①妊婦及び乳幼児の保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨 ②妊産婦、新生児及び未熟児の訪問指導の実施 ③妊産婦及び乳幼児の健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥低体重児の届出の受理又は届出に係る事実の審査 ⑦養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は徴収に関する事務
③システムの名称	1 健康管理システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、80、95、125の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部こども家庭センター
②所属長の役職名	こども家庭センター長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部こども家庭センター TEL 0979-22-1170
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部こども家庭センター TEL 0979-22-1170
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱について手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・個人番号および本人情報が記載された申請書の保管、廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業者に対する教育・啓発	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当市では、全従事者を対象とした情報セキュリティ研修を実施している。また、情報セキュリティポリシーに基づき、特定個人情報を取扱う全従事者に対し、個人情報及び情報セキュリティ対策チェックシートによる定期的な状況確認を行うとともに内部監査を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は十分に行っていると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	地域医療対策課長 古西 譲司	地域医療対策課長 今富 寛二	事後	所属長の異動に伴い、修正
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	地域医療対策課長 今富 寛二	地域医療対策課長 橋内 祐子	事後	所属長の異動に伴い、修正
平成30年3月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年6月30日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	再評価に伴い修正
平成30年3月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年6月30日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	再評価に伴い修正
平成31年4月1日	様式	なし	新様式に変更	事後	様式変更
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	再評価に伴い修正
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年3月31日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	再評価に伴い修正
平成31年4月1日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	なし	提供・移転しない	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IVリスク対策 8. 監査	なし	自己点検	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年4月1日	IVリスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発	なし	十分に行っている	事後	様式変更に伴い、追加
令和2年2月25日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の26、56の2及び87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第19条及び第30条 (情報照会の根拠) ・番号法別表第二の70の項 ・別表第二省令第39条	番号法第19条第7号 (情報提供の根拠) ・番号法別表第二の26、56の2及び87の項、69の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第19条及び第30条、第44条、第38条の3 (情報照会の根拠) ・番号法別表第二の70の項、69の2項 ・別表第二省令第39条、第38条の3	事後	法改正に伴い追加
令和2年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	地域医療対策課長 橋内 祐子	地域医療対策課長	事後	所属長氏名の記載廃止に伴い修正
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	再評価に伴い修正
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成31年3月31日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	再評価に伴い修正
令和2年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施
令和2年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	規則第15条等の規定による再評価の実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う引用条項の修正
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	TEL 0979-22-1111	TEL 0979-62-9871	事後	直通回線開設に伴い修正
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	TEL 0979-22-1111	TEL 0979-22-1170	事後	直通回線開設に伴い修正
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和2年9月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	再評価に伴い修正
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和2年9月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	再評価に伴い修正
令和4年5月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	③妊婦及び乳幼児の健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨	③妊産婦及び乳幼児の健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨	事後	産婦健康診査開始に伴い修正
令和4年5月13日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	再評価に伴い修正
令和4年5月13日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	再評価に伴い修正
令和5年5月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 健康管理システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー	1 健康管理システム 2 統合宛名システム 3 中間サーバー 4 サービス検索・電子申請機能	事後	一部事務においてびったりサービス開始に伴い追加
令和5年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	生活保健部	健康福祉部	事後	部名変更に伴い修正
令和5年5月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	生活保健部	健康福祉部	事後	部名変更に伴い修正
令和5年5月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	再評価に伴い修正
令和5年5月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	再評価に伴い修正
令和6年5月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部地域医療対策課	健康福祉部こども家庭センター	事後	事務分掌の変更に伴い修正
令和6年5月17日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長所属長の役職名	地域医療対策課長	こども家庭センター長	事後	事務分掌の変更に伴い修正
令和6年5月17日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ 連絡先	中津市健康福祉部地域医療対策課	中津市健康福祉部こども家庭センター	事後	事務分掌の変更に伴い修正
令和6年5月17日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	再評価に伴い修正
令和6年5月17日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	再評価に伴い修正
令和7年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の49の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第40条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表70の項	事後	法改正に伴う引用条項の修正
令和7年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(情報提供の根拠) ・番号法別表第二の26、56の2及び87の項、69の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第19条及び第30条、第44条、第38条の3(情報照会の根拠) ・番号法別表第二の70の項、69の2項 ・別表第二省令第39条、第38条の3	番号法第19条第8号(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、80、95、125の項(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項	事後	法改正に伴う引用条項の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	再評価に伴い修正
令和7年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	再評価に伴い修正
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴う追加
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	なし	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、下記の局面で特定個人情報の取扱について手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・個人番号および本人情報が記載された申請書の保管、廃棄	事後	様式変更に伴う追加
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴う追加
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	なし	十分である	事後	様式変更に伴う追加
令和7年6月27日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	なし	当市では、全従事者を対象とした情報セキュリティ研修を実施している。また、情報セキュリティポリシーに基づき、特定個人情報を取扱う全従事者に対し、個人情報及び情報セキュリティ対策チェックシートによる定期的な状況確認を行うとともに内部監査を実施している。これらの対策を講じていることから、従事者に対する教育・啓発は十分に行っていると考えられる。	事後	様式変更に伴う追加